

# 財政健全化計画の進捗状況

---

令和4年度 第1回国民健康保険運営協議会

令和4年8月24日

武蔵野市 健康福祉部 保険年金課

# 令和3年度の主な取り組み

---

## ○課税限度額の引き上げ

- ▶基礎(医療)分+2万円、後期高齢者支援金分 改正なし、介護納付金分+1万円

## ○個人所得課税の見直しに係る国民健康保険税軽減判定基準の見直し

- ▶個人所得課税の見直しに伴い、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯が国保税の軽減措置に該当しにくくなることから、既存の軽減判定基準の見直しを行った。

## ○低未利用土地等の譲渡所得の特別控除の創設に伴う改正

- ▶長期譲渡所得から最大100万円の特別控除が受けられる国民健康保険税の課税の特例を創設した。

# 令和4年度の主な取り組み

---

## ○国民健康保険税 税率等の改正

### ▶所得割率の引上げ

基礎(医療)分+0.10%、後期高齢者支援金等分+0.15%、介護納付金分0.10%

### ▶均等割額の引上げ

基礎(医療)分+1,500円、後期高齢者支援金等分+800円、介護納付金分+700円

## ○子育て世帯向け支援策の創設・改正

### ▶国制度(未就学児均等割軽減)の創設

未就学児に係る均等割額を半額軽減した(所得要件なし)。

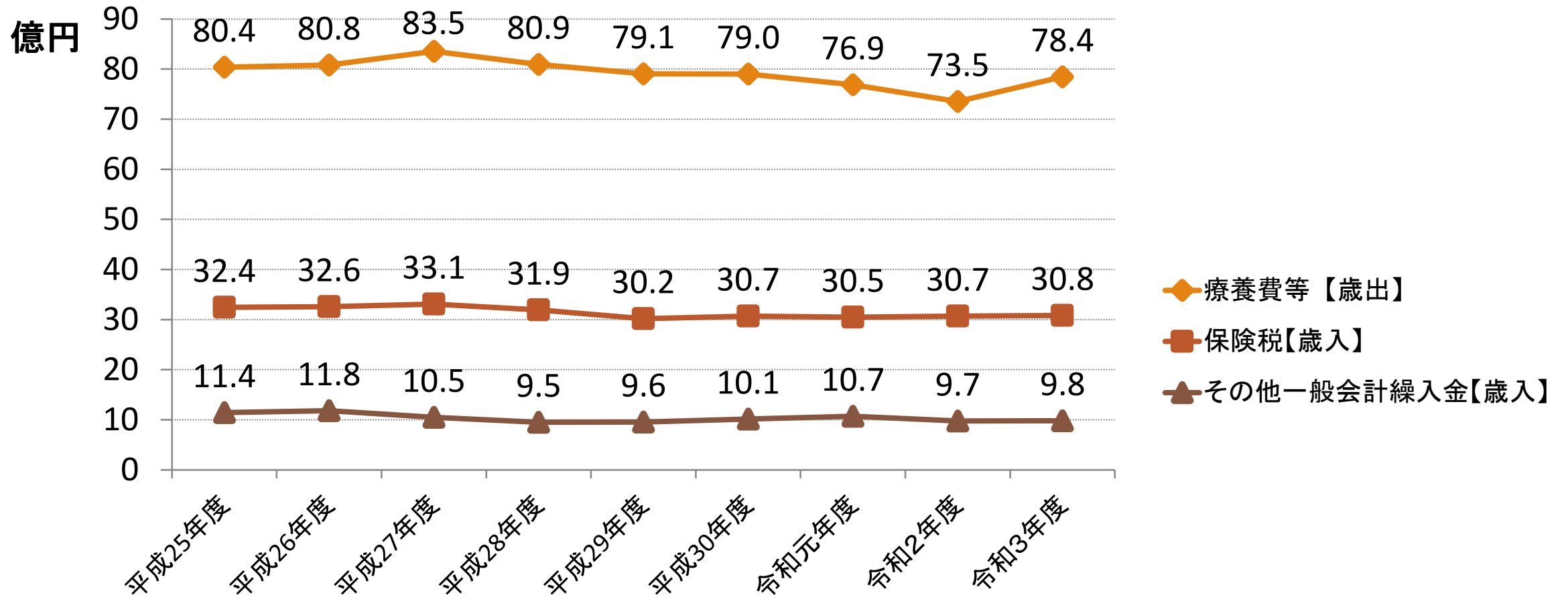
### ▶市独自制度の改正

対象世帯の所得要件を「400万円以下」から「500万円以下」に拡充した。

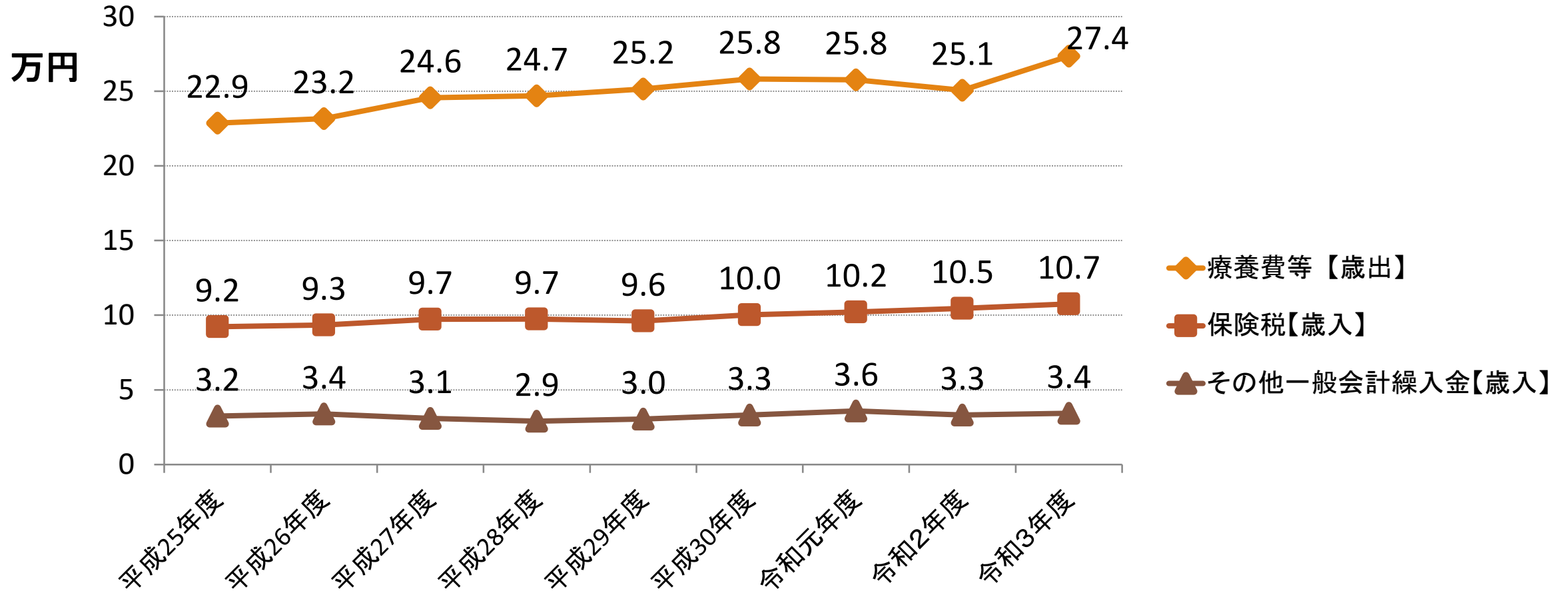
子どもの年齢要件を「18歳未満」から「6歳以上18歳未満」へ変更した。

国制度の創設を踏まえ、子3人目以降の減免割合を全額から半額に変更した。

# 国民健康保険事業会計の推移 (決算額)



# 国民健康保険事業会計の推移 (1人当たり決算額)



# 赤字繰入額の推移

	赤字繰入額	年度平均被 保険者数	1人当たり赤字繰入額			
			繰入額	前年度比 削減額	30年度比 削減額	削減目標額
H30	1,206,337,427	30,610	39,410	—	—	—
R1	1,241,173,761	29,826	41,614	-2,204	-2,204	—
R2	1,064,676,777	29,330	36,300	5,314	3,110	4,500
R3	1,013,490,932	28,681	35,337	963	4,073	400

# 年度目標に対する実施状況

【各年度における1人当たりの赤字削減目標】

(単位:円)

		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
削減目標額	単年度	4,500	400	4,500	400	4,500	400	4,500	505
	累計額	4,500	4,900	9,400	9,800	14,300	14,700	19,200	19,705
実績額	前年度比	5,314	963						
	30年度比	3,110	4,073	—	—	—	—	—	—

# 他自治体の財政健全化に向けた取組

被保険者一人当たり法定外一般会計繰入金額の都内49区市における本市順位(降順)

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
順位	22位	26位	37位	41位	44位	41位

※東京都福祉保健局ホームページ「国民健康保険事業状況」から算出。

※多摩26市中の順位は、令和元年度21位、令和2年度18位。



# 令和5年度に向けて

---

## ○国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額

▶令和3年12月24日閣議決定された令和4年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等が定められ、地方税法施行令が改正された(令和4年4月1日施行)。

### ▶課税限度額

基礎(医療)分	現行 63万円 → 改正後 65万円 (本市63万円)
後期高齢者支援金等	現行 19万円 → 改正後 20万円 (本市19万円)
介護納付金分	改正なし (本市17万円)